

令和 4 年度以降の会議開催方針

当会議については、これまで年 1 回の開催としておりましたが、次の理由から、令和 4 年度以降の開催方針につきまして、見直しを検討しております。

- ・他県を含め、提案件数は減少傾向であり、提案内容についても、規制改革とは関係がない要望や苦情の占める割合が増加していること
- ・県や市町が運用主体であっても、法令で制度が定められている規制等が多く、本県に対する提案は、個別の陳情的な内容になりがちであること

下記の令和 4 年度以降の会議開催方針（案）に関する御意見の有無につきまして、別紙により御提出をお願いします。

令和 4 年度以降の会議開催方針（案）

次の全てに該当する提案があった場合に限り会議を開催することを原則とする。

- 規制当局が規制の必要性を主張しているが、それに対して反論が出されているもの
- 一個人・一事業者の経済活動のみを目的としないもの
- 上記に加え、規制が定められてから 5 年以上が経過したもの

上記以外の提案については、議長と協議の上、事務局において処理する。